

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/7/3号 (No. 360)

=====

○ 法律・法規等

1. 深セン市人代、「知的財産権保護条例改正案」を審議(中国保護知識産権網 2020年7月1日)
2. 国務院、「化粧品監督管理条例」を公布 違法行為取締り強化(中国打撃侵権工作網 2020年7月1日)
3. 専利法、全人代常務委で2回目の審議へ(国家知識産権網 2020年6月28日)

○ 中央政府の動き

1. CNIPA 申長雨局長と EPO カンピーノス長官がオンラインで会談(国家知識産権網 2020年7月1日)
2. 全国の知的財産権保護センターが33に20以上の産業をカバー(中国打撃侵権工作網 2020年6月29日)
3. 中国が20年版「ネガティブリスト」更新 制限分野さらに縮小(商務部公式サイト 2020年6月24日)

○ 地方政府の動き

1. 上海、地理的表示専用標識の使用管理に関する「活動方案」を發布(国家知識産権網 2020年7月2日)
2. 上海で知的財産権担保融資マッチング会が開催(中国知識産権資訊網 2020年6月28日)
3. 武漢でクリエイティブサービス業の知財迅速保護センターを設立へ(中国打撃侵権工作網 2020年6月28日)

○ 司法関連の動き

1. CNIPA 商標局、2019年度の行政不服訴訟に関する報告書を発表(国家知識産権局商標局公式サイト 2020年6月19日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 安徽、知財権侵害・模倣品摘発活動の重点任務を決定(中国打撃侵権工作網 2020年6月28日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. オッポがオランダで勝訴 シズベルが提起した特許訴訟で(中国知識産権資訊網 2020年6月28日)

○ 統計関連

1. 「広州イノベーション型都市発展報告書(2020)」が発表(中国打撃侵権工作網 2020年7月2日)
2. 中国医薬物資協会、「2019年度医薬知財業界発展状況報告書」を発表(中国保護知識産権網 2020年7月1日)
3. 上海、1~5月の特許出願が3万件超、前年同期比10.51%増(上海市知識産権局サイト 2020年6月29日)
4. 湖南長沙、1万人あたり特許保有件数が全国平均の約3倍(中国保護知識産権網 2020年6月29日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 深セン市人代、「知的財産権保護条例改正案」を審議★★★

6月30日、深セン市第6期人民代表大会の常務委員会が開いた第42回会議で「深セン経済特区知的財産権保護条例改正案」の意見募集稿が審議された。

改正案は、市の知財管理当局が「企業知的財産権保護指南」を作成し、企業のリスク防犯メカニズムの整備を支援するよう求めている。また、知的財産権保護における展示会主催側の責任を拡大させるとともに、海外における侵害責任保険や専利執行保険、権利侵害損失保険などの保険業務を奨励するとしている。

このほか、改正案には、広東香港澳門グレーターベイエリアのその他の都市との知的財産権保護に関する交流、協力の強化や、裁判所による民事・刑事・行政の「三合一」裁判体制の改革推進などの内容が盛り込まれている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202007/1952478.html>

★★★2. 国務院、「化粧品監督管理条例」を公布 違法行為取締り強化★★★

化粧品市場の生産や安全管理について定めた「化粧品監督管理条例」はこのほど、国務院の李克強総理が署名する国務院令（第727号）によって、公表された。

中国は世界2位の化粧品市場で、近年の市場規模は年平均10%以上の成長率を続けてきた。新しい「条例」は「登録人」、「備案人」概念の初導入や、模倣品や粗悪品に対する罰則強化、ネット販売の監督・管理強化などの内容が盛り込まれており、2021年1月1日から施行する予定。

北京工商大学教授の董銀卯氏によると、条例は模倣品や化粧品の不法添加を取り締まる上で、化粧品の生産・販売業者に「仕入れ記録・検査制度」を義務付けるなど、一連の新規定を打ち出している。

「条例」はまた、電子商取引プラットフォームに対する監督管理を強化した。プラットフォーム内の化粧品経営者の「実名登録」や経営活動について、電子商取引プラットフォーム運営者に管理責任を求めることにした。プラットフォーム内の化粧品経営者が新条例の規定に違反する行為を発見した場合、電子商取引プラットフォーム運営者はそれを直ちに制止し、重大な場合は直ちにサービス提供を停止することや、当局に報告することなどが義務付けられている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年7月1日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202007/316199.html>

★★★3. 専利法、全人代常務委で2回目の審議へ★★★

第4次改正を迎えた中国「専利法」の2次草案が28日、第13期全国人民代表大会常務委員会の第20回会議の審議に提出された。2次草案は専利（特許・実用新案・意匠）の実施・運用など、現在注目されている問題に焦点を絞り、職務発明の明確化、専利開放許諾制度の導入などについて規定した。

草案は、所属機関の職務発明創造に対する処置権を明確にした。所属機関は、職務発明創造の特許出願権や特許権を法により処置することができることとしたうえ、株式、オプション、配当等の方式によって、発明者又は考案者に合理的に革新の収益を共有させることができると規定した。

草案はまた、専利開放許諾制度を新たに導入した。専利権者が書面にて国務院専利行政部門に、如何なる団体又は個人にもその専利の実施を許諾する意思があると声明し、許諾使用料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門はそれを公告し、開放許諾を実施すると規定した。

草案はさらに、行政部門に対して、情報サービスの強化を求めた。「国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を強化し、専利情報を完全、的確、適時に発布し、専利情報の基礎データを提供し、専利情報の伝播と利用を促進しなければならない」と規定した。

このほか、草案は、部分意匠への保護、特許侵害法定賠償額、特許権の濫用などについて、明確な規定を打ち出している。

(出典：国家知識産権網 2020年6月28日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149817.htm>

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA 申長雨局長と EPO カンピーノス長官がオンラインで会談★★★

6月29日、中国国家知識産権局（CNIPA）申長雨局長と欧州特許庁（EPO）カンピーノス（António Campinos）長官がオンラインで会談を行った。

双方は、新型コロナウイルスに共同で対応する両庁声明の発表に同意した。また、感染症対応策として出願手続きの円滑化に向けたそれぞれの取り組みを紹介し、PCT 国際特許出願検索機関パイロット

事業や人工知能応用、共同特許分類、五大特許庁長官会合、中国・EU 特許庁長官会合などについて意見を交わした。

申局長は、人工知能や共同特許分類などの分野における交流、協力を絶えず強化し、公衆や知的財産権ユーザーにより良いサービスを提供することを望むと語り、カンピーノス長官は中国側との戦略的パートナーシップを更に深め、知的財産権分野の交流、協力を強化していきたいと表明した。

(出典：国家知識産権網 2020年7月1日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149857.htm>

★★★2. 全国の知的財産権保護センターが 33 に 20 以上の産業をカバー★★★

中国の全国で設立された知的財産権保護センターは現在、33 に達した。18 の省・自治区・直轄市に点在し、次世代情報技術や先端設備製造、バイオ医薬、新材料など 20 以上の産業をカバーしている。

国家知識産権局・知的財産権保護司の張志成司長によると、知的財産権の保護で権利者が直面している「挙証が難しい」、「期間が長い」、「コストが高い」などの課題を解決するために、国家知識産権局は各地で、現地の企業や研究機関などに迅速な審査、権利確定、権利保護を一体化させたサービスを提供する知的財産権保護センターの設立を支援する方針を固めた。

「知的財産権保護センターは、各地の優位産業の成長を支援し、迅速な審査などを通じて地方の経済・イノベーションの発展を促進している」と、張司長が語っている。また、保護センターのサービス地域に登録された、外資系企業を含めたすべての企業は権利保護の届け出を行い、同等なサービスを受けることができるという。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年6月29日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202006/315991.html>

★★★3. 中国が 20 年版「ネガティブリスト」更新 制限分野さらに縮小★★★

6月23日、国家發展改革委員会（発改委）と商務部は、外国からの投資を制限・禁止する分野を示す「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」を公布した。2019年版ネガティブリストと比較すると、リスト上の項目数がそれぞれ 40 から 33 に、37 から 30 にと、7 つ減少した。新しいリストは、2020年7月23日から施行するという。

具体的には、主に▽サービス産業の重点分野の開放プロセスを加速、▽製造業と農業への参入要件を緩和、▽引き続き自由貿易試験区にて開放のテスト事業を展開——の 3 つの面から修訂を行い、証券会社や生命保険会社、商用車の製造などにおける外資系企業の持ち株比率の制限を撤廃したほか、医薬品、教育分野での外資独自資本による投資への制限を緩和した。

2020年版の外商投資参入ネガティブリストがさらに減少したことは、市場開放を積極的に進め、経済グローバル化と多国籍企業を揺るぎなく支援する中国の決意がうかがえる。

(出典：商務部公式サイト 2020年6月24日)

<http://www.mofcom.gov.cn/article/ae/ai/202006/20200602977244.shtml>

○ 地方政府の動き

★★★1. 上海、地理的表示専用標識の使用管理に関する「活動方案」を發布★★★

上海市知識産権局がこのほど、「上海市地理的表示専用標識使用管理活動方案」を發布し、活動の目標、重点任務、保障措置を明確にした。

「活動方案」は、地理的表示の保護強化を中心として、地理的表示専用標識の監督、管理業務を統一化させ、地理的表示の保護体制をいっそう整備することや、年末までに地理的表示専用標識の交換作業を完了させることを求め、地理的表示交換作業への支援や、地理的表示の使用に関する監視管理の強化、普及啓発強化——などの重点任務を決定した。

このほか、「活動方案」は、指導の強化や管理の厳格化、経費の保証、担当者の研修訓練の強化、情報報告の強化を含む保障措置に対する要求を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2020年7月2日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1149889.htm>

★★★2. 上海で知的財産権担保融資マッチング会が開催★★★

上海・嘉定で先日、2020年度の第1回知的財産権担保融資マッチング会が開催された。中国工商银行、中国銀行、中国建設銀行と3社の企業がそれぞれ知的財産権担保融資に関する協力契約を締結した。

マッチング会において、上海市知識産権局は知的財産権の担保融資に関する政策、現在の実績、今後の推進計画を、銀行関係者はそれぞれの融資商品の特徴、適用対象、業務手続きを、保険会社関係者は特許保険、商標保険の特徴、業務手続きを、知的財産権サービス機関関係者は知的財産権証券化の支援策、実施例などをそれぞれ説明した。

上海市知識産権局はこれから、青浦区、徐匯区、普陀区などでも知的財産権担保融資マッチング会を開催し、銀行と企業の架け橋としての役割を果たし、技術系中小企業・零細企業の融資難の解決を支援していく方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2020年6月28日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123480

★★★3. 武漢でクリエイティブサービス業の知財迅速保護センターを設立へ★★★

武漢市は、現在の「中国武漢（自動車とその部品）知的財産権迅速保護センター」を、「中国武漢（クリエイティブサービス業）知的財産権迅速保護センター」に名称を変更すると検討している。予備審査の業務範囲も、「自動車とその部品」に関わる意匠の出願からすべての実用新案、意匠の出願にまで拡大する方向で調整を進めているという。

2018年7月、国家知識産権局の認可を受けて、武漢開発区で当時、湖北省初の知的財産権迅速保護センターとして、中国武漢（自動車とその部品）知的財産権迅速保護センターが設立された。武漢をはじめとする湖北省の自動車関連産業の意匠出願の予備審査、権利保護、紛争調停などの業務を展開してきた。

武漢市の市場監督管理局責任者によると、名称が変更された後、新しい保護センターは、あらゆる分野の実用新案、意匠の予備審査ができるほか、審査時間の大幅な短縮も期待されている。現在、平均で約6ヶ月の意匠権登録の所要時間は最短の場合、1週間以内になる見通しである。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年6月28日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dxal/sb/202006/315883.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. CNIPA 商標局、2019年度の行政不服訴訟に関する報告書を発表★★★

国家知識産権局（CNIPA）商標局はこのほど、2019年度の商標出願等の審判結果に対する行政不服訴訟の状況を取りまとめた報告書を、「法務通信（2020）第1期」にて発表した。

報告書によると、昨年、商標局評審部（審判担当部署）が審判事件を33万7100件審決し、一審応訴通知を1万4292件受け取った。審決した事件全体に应诉事件が占める割合は4.2%で、2018年に比べてほぼ横ばいとなった。

一方、商標局評審部が昨年受け取った一審判決は1万6080件（裁定545件含む）、大幅に増加した。この中で、商標局が敗訴となったのは4008件。うち情勢の変更によって敗訴となった事件は1777件、敗訴総件数の44.3%を占める。これ以外の理由での敗訴は13.9%で、前年比1.5%下落した。

また、評審部が二審の判決を5306件受け取った。うち敗訴事件は1631件で、情勢の変更によって敗訴した事件は658件あった。再審判決及び裁定を受けた374件のうち、情勢の変更に関連する事件は39件あった。

審判事件の一審訴訟率は安定しているが、二審と再審の訴訟率は明らかに増加している。これについて、「法務通信」は、二審訴訟率の増加が控訴メカニズムの調整によるものと指摘している。商標問題に対する認識の統一に向け、司法機関との連携を図るため、評審部は昨年、審理での錯誤や情勢の変更による敗訴事件を除き、その他の一審敗訴事件について、全て控訴するという方針を固めたという。

(出典：国家知識産権局商標局公式サイト 2020年6月19日)

http://sbj.cnipa.gov.cn/gzdt/202006/t20200619_317155.html

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 安徽、知財権侵害・模倣品摘発活動の重点任務を決定★★★

安徽省の知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動指導グループがこのほど、「2020年安徽省知的財産権侵害と模倣品製造販売摘発活動要点」を發布した。法制化されたビジネス環境の整備に向け、

部門や地域、産業分野を跨ぐ横断的なエンフォースメントを通じて、権利侵害・模倣行為に厳罰で臨む方針を示した。6月28日、安徽省市場監督管理局関係者が明らかにした。

同「活動要点」には、▽インターネットや農村・都市合流部、輸出入などの重点分野に対する監視管理の強化、▽商標、特許、植物新品種など各種の知的財産権の保護強化、▽権利侵害・模倣に係る犯罪の厳罰、▽長期的体制の整備推進、▽社会全体による対応メカニズムの確立、▽業務能力構築の推進——の6つの面における29の重点任務が盛り込まれている。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年6月28日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dfdt/202006/315858.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. オッポがオランダで勝訴 シズベルが提起した特許訴訟で★★★

オランダ・ハーグ裁判所はこのほど、シズベル (SISVEL) が中国の電気機器メーカー、オッポ (OPPO) を相手取り提起した訴訟で、公告番号 EP1129536B1 の特許の請求項4と請求項8について、進歩性を欠如するものとして無効と判定するとともに、シズベルに全ての訴訟費用の負担を命ずる判決を下した。

シズベルは、欧州を拠点とする知的財産権の管理会社である。特許の使用許諾に関して合意に至らなかったため、中国企業のオッポ、シャオミ (XIAOMI) などの携帯メーカーを相手取って、英国やオランダ、イタリアなどで特許訴訟を提起した。一方、オッポとシャオミはそれぞれ、シズベルを裁判所に提訴し、シズベルの保有するワイヤレス伝送技術特許パッケージに含まれるすべての中国標準必須特許のロイヤリティ料率の確定と、独占禁止法違反行為の停止を求めた。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年6月28日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123478

○ 統計関連

★★★1. 「広州イノベーション型都市発展報告書 (2020)」が発表★★★

広州市社会科学院と社会科学文献出版社がこのほど、「広州青書：広州イノベーション型都市発展報告書 (2020)」を共同で発表した。

報告書は、広州のイノベーション・発展というテーマをめぐり、昨年のイノベーション都市整備作業の主な特徴、課題を分析した上、今年の実現環境、発展情勢、主な対策を検討し、総合的発展や科学技術、産業などのさまざまな視点から分析、研究を行った。

この報告書によると、2014年に33.33だった広州の科学技術イノベーション指数は昨年、98.83まで増加し、2019年の前年比伸び率が23.65%に達した。昨年の研究開発 (R&D) 経費の対GDP比は2.80%、前年より0.17ポイント上昇し、伸び幅は加速する勢いを示している。特許、実用新案、意匠を合わせた昨年の出願件数は17万7223件、前年比2.37%増加し、登録件数は10万4811件、同16.68%増加した。この中で、特許の登録件数は同13.19%増の1万2221件であった。

(出典：中国打撃侵權工作網 2020年7月2日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/316363.html>

★★★2. 中国医薬物資協会、「2019年度医薬知財業界発展状況報告書」を発表★★★

6月28日、中国医薬物資協会は重慶で開いた常務理事会議で、昨年と今年上半期の活動を総括した上、「2019年度中国医薬知的財産権業界発展状況報告書」を発表した。報告書は、一部のメンバー企業を対象に商標などの知的財産権データをまとめ、分析した。

報告書によると、昨年、中国の医薬産業は良好な発展趨勢を維持した。「一帯一路」構想の推進や「健康中国2030戦略」の実施などが追い風となり、医薬企業のイノベーションは一層活発化になっている。

一方、74のメンバーが昨年提出した1万889件の商標出願の中で、その出願が「無効」となったものが14.34%の1562件に達し、第35類の商標を出願しなかったメンバーが全体の26.03%に当たる19社となっているというデータから、国内企業のブランド保護、リスク防止の意識はまだ低いレベルにあることがうかがえる。

報告書はまた、中国の医薬産業は人材育成や技術革新、知的財産権育成、政策・資金面の支援強化などを通じて、競争力を高める必要があると指摘した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月1日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/yygl/202007/1952515.html>

★★★3. 上海、1～5月の特許出願が3万件超、前年同期比10.51%増★★★

国家知識産権局（CNIPA）が公表した最新の統計データによると、今年1～5月、上海の特許、実用新案、意匠を合わせた出願件数は7万6800件で、前年同期に比べて16.25%増加した。この中で、特許出願は同10.51%増の3万500件であった。特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願は1042件、同19.63%増加した。

また、上海の5月末時点の有効特許件数は13万4100件を超え、前年同期に比べて9.95%増加し、人口1万人あたり特許保有件数は55.24件に達した。

（出典：上海市知識産権局サイト 2020年6月29日）

<http://sipa.sh.gov.cn/gzdt/20200629/3c17c69f1af845aa83bfa8dff2e59ad2.html>

★★★4. 湖南長沙、1万人あたり特許保有件数が全国平均の約3倍★★★

中国の知的財産権モデル都市に認定されている湖南省長沙市は、特許などの出願件数、登録件数、人口1万人あたり特許保有件数のいずれも過去最高を更新した。

省統計局が発表したデータによると、昨年、長沙の特許、実用新案、意匠を合わせた出願件数が4万2000件、登録件数が2万3000件であった。年末時点の1万人あたり有効特許保有件数が33.9件で、全国平均の13.3件を大きく上回っている。

登録件数の中で、特許の比率が上昇し、知的財産権の構成に改善が見られている。昨年、長沙の特許登録件数は5226件、前年に比べて8.4%増加し、3種類権利の合計に対する比率は同0.5ポイント高い23.2%になっている。一方、実用新案の登録件数は同6.4%増の1万4601件、3種類合計の64.9%を占め、意匠は2677件、11.9%を占めた。

（出典：中国保護知識産権網 2020年6月29日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202006/1952409.html>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/?p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。
本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved